

令和8年4月9日

保護者 様

長久手市教育委員会教育長 大澤 孝明

中学校の部活動および「ながくてクラブ」の活動について

春暖の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本市では令和6年9月より、休日および長期休業中の部活動を民間事業者へ委託し、「ながくてクラブ」として活動しています。平日の部活動および休日の「ながくてクラブ」の活動を下記の通り進めてさせていただきます。ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 通常期間の活動について

- (1) 平日のうち2日は、休養日とする。なお、休養する曜日は学校ごとに定める。
- (2) 土日のうち1日は、休養日とする。また、祝日と重なり3連休以上になる場合は、少なくともその半分を休養日（時間）とする。なお、3連休の場合は1日を、4連休・5連休の場合は2日を少なくとも完全休養日とする。
※大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。
- (3) 家庭の日（毎月第3日曜日）、県民の日学校ホリデーは休養日とする。
- (4) テスト週間・期間は、休養日とする。
- (5) 朝練習は行わない。

2 活動時間について

- (1) 平日は2時間程度とする。ただし、最終下校時刻は17:30を越えないようにする。
- (2) 土日祝日は3時間程度とする。ただし、複数校集まった練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、1日練習は2日以上連続しないこととする。

3 長期休業中の活動について

- (1) 活動日は土日祝日を含め、週3日以内とする。
- (2) 県で決められた「会議、行事等を行わない期間」（8月10日～8月16日）は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日（12月29日～1月3日）は、休養日とする。
- (4) 活動時間は3時間程度とする。ただし、複数校集まった練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、その場合も1日練習は2日以上連続しないこととする。

4 その他

猛暑や雷雨等の異常気象時および感染症の流行時においては、教育委員会や学校、「ながくてクラブ」運営事業者の判断により、活動の中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。

【問合せ先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 TEL0561-56-0626（直通）】